

マイナンバーの通知カードが 住民票のある住所へ届きます！

おおむね
11月中に



愛称：マイナちゃん

10月2日までに送付先にかかわる居所情報登録申請をした方には、申請された送付先へ届きます。

★転送不要の簡易書留で郵送されますので、受け取り漏れがないようにしましょう。

★受け取った通知カードは紛失しないように大事に管理してください。

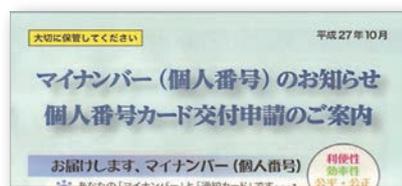
※マイナンバーは、みだりに他人に知らせないようにしましょう。フェイスブック (Facebook)、ライン (LINE)、ツイッター (Twitter) などのソーシャルメディア (SNS) への掲載もしてはいけません。

この封筒で送られてきます!!

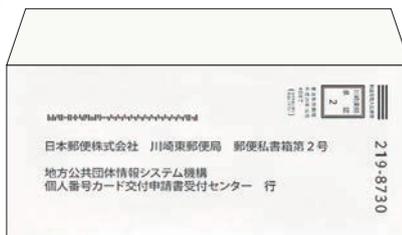


通知カード送付用封筒

同封されているもの



説明用パンフレット



個人番号カード申請書返信用封筒



世帯全員の通知カード

上部：通知カード

下部：個人番号カード申請書

★配達時に受け取りができなかった場合、不在連絡票が入っていますので、郵便局へ再送依頼をするか、不在連絡票を持って郵便局へ受け取りに行ってください。

★郵便局での保管期限が経過した、または郵便局で送り先の転送を設定している場合は、市役所市民課へ返送されたのち一定期間保管します。11月末を過ぎても通知カードが届かない場合は、市民課へお問い合わせください。

★保管期間中であれば、窓口 (市民課・各支所) で受け取ることができます。窓口で受け取りの際は本人確認等が必要です。詳しくは市民課までおたずねください。

◎通知カード・個人番号カードに関する問い合わせは…

●マイナンバー総合フリーダイヤル〔無料〕

0120-95-0178

外国語対応は 0120-0178-27 (英・中・韓・スペイン・ポルトガル)

平日 9時30分～22時00分 (日本語・英語以外は20時まで)

土日祝日 9時30分～17時30分 (年末年始除く)

個人番号カード総合サイト

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

マイナンバー制度をかたる不審な問い合わせに注意!

★マイナンバーの通知や個人番号カードの交付手続きで、行政機関が口座番号や資産の情報などを聞くことはありません。

★不審な電話は、すぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。

——— 《不審な電話などを受けた際の相談先》 ———

総務課 生活・消費相談センター ☎21-6682

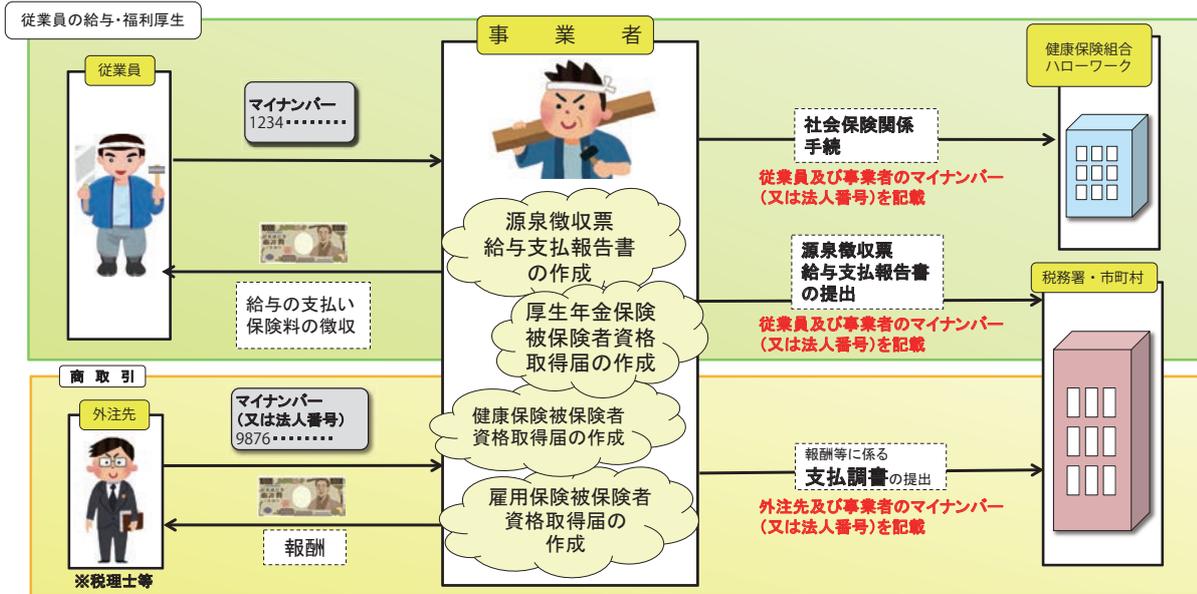
「マイナンバー制度が始まると、手続きが面倒になるので、至急、振込先の口座番号を教えてください」

「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報調査中である」

知らない業者から
「マイナンバーを管理します」



民間事業者のみなさんも、マイナンバーを取り扱います



マイナンバーは、行政機関の社会保障や税の担当者以外にも、勤め先、アルバイト先、口座を開いている証券会社、契約している生命保険会社等から、社会保障や税の手続のために聞かれた場合には、マイナンバーを報告する必要があります。

事業者が注意すべき4つのポイント

1. 取得

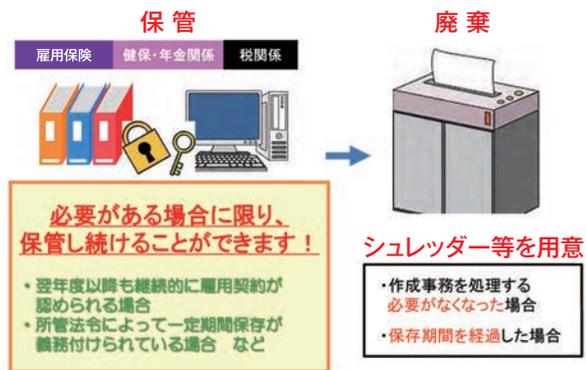
- ・マイナンバーの取得は、法令で定められた場合だけで、これ以外では取得できません。
 - ・利用目的をきちんと明示する必要があります。
- 例) “源泉徴収票・給与支払報告書にマイナンバーを記載して提出します” など
- ・マイナンバー取得時の本人確認は厳格に行います。

2. 利用・提供

- 事業者は社会保障・税に関する手続書類に従業員等のマイナンバーなどを記載して、行政機関に提出します。
- 注意** 利用目的以外の利用・提供はできません。
- ※社員番号や顧客管理番号としての利用は仮に社員や顧客の同意があってもできません!

3. 保管・廃棄

必要がある場合だけ保管が可能、なくなったら廃棄が必要です。



4. 安全管理措置

※対策の一例

マイナンバーを含む個人情報の漏えい、紛失を防ぐために、安全管理を徹底させましょう。

組織的・人的安全管理措置

- ・担当者以外がマイナンバーを取り扱わないように、取扱責任者など担当者を明確にしましょう。

技術的・物理的安全管理措置

- ・担当者を決め、他の人は情報にアクセスできない仕組みづくりを



◎事業者のマイナンバーの取扱いに関する問い合わせは◎

●マイナンバー総合フリーダイヤル〔無料〕 0120-95-0178

内閣官房「社会保障・税番号制度HP」<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

●おたずね／マイナンバー制度全般について …政策企画課 ☎ 21-6612
通知カード・個人番号カードについて …市民課 ☎ 21-2315